

社会福祉法人直心会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人直心会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第3条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または、評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 監事が理事会及び評議員会並びに監査業務以外の日において法人及び施設運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(報酬の支払方法)

第4条 報酬の支払方法は、次のとおりとする。

(1) 理事長については、社会福祉法人直心会職員給与規則第3条の規定を準用する。

(2) 他の役員等については、その都度現金にて支払う。

2 報酬の支払額は、源泉所得税額を控除した金額を支払う。

(兼務役員等)

第5条 職員を兼務する役員及び評議員は、この規程は適用しない。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別表1

名 称	報 酬	実費弁償費	備 考
理 事 長 業 務 報 酬 等 (日額)	10,000円	2,000円	
役員及び評議員業務報酬等(日額)	7,000円	2,000円	